

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和6年2月26日（月）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林(拓)委員、佐藤委員、
杉山委員、芹澤委員、高木委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長、滝口参与
建設課 小俣課長補佐

株式会社環境技術センター 事業本部 味澤部長
事業本部 計画課 西川課長代理、堂山氏

<事務局>

山梨県環境・エネルギー一部大気水質保全課

中川課長、小野総括課長補佐、日高大気水質指導監、樋川課長補佐、渡邊主査、
伊藤副主査、本田主任

次第

- 1 開 会
- 2 議 事
議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る
方法書について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と方法書手続について

資料2 方法書に係る知事意見素案

事業者説明資料1 方法書についてのご意見に係る追加資料

事業者説明資料2 意見整理表

1 開会

(司会 小野総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただいまから、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には御多忙中のところ、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課の小野と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、大気水質保全課長の中川から御挨拶を申し上げます。

(事務局 中川課長)

環境・エネルギー部 大気水質保全課の中川でございます。本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席をいただきありがとうございます。本日の議題でございます、富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業の方法書につきましては、1月31日に審議会を開催し、方法書の内容について皆様に御審議をいただいたところでございます。今回は、事業者から追加の説明を受けた後、これまでの審議会での御意見等を踏まえて、私どもで作成した知事意見の素案について、御審議をお願いしたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議をいただけますようお願いいたします。

(司会 小野総括課長補佐)

中川課長ですが、議会对応が急遽入ったため、今日はここで退席いたします。御了承願います。

それでは、議事に移ります。まず、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況は、15名の委員のうち、会場に7名、Web会議システムで5名の計12名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、配布資料の確認を行います。まず、次第・席次表、委員名簿、資料1、資料2、事業者説明資料1～2となっております。資料に不足がある場合は、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。本日は、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。また、今回の会議は、対面とWeb会議システムを併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、発言される際は必ずマイクを使

用して、大きな声で発言いただきますようお願いいたします。また、発言の都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、なるべく短時間で審議会が終了できるよう、御協力をお願いします。それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第47条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る方法書について

(坂本会長)

年度末のお忙しい中、お集まりいただき、どうもありがとうございます。それでは議事を進行させていただきます。

毎回やっておりますが、議事の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いて全て公開とする、議事録については事業者名を含む議事録を公開する、ということをお願いします。以上、御協力お願いします。

本日の議題は、1件です。先ほど課長からもお話がありましたが、「富士・東部広域環境事業組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る方法書」に関するものです。先ほど資料の説明がありましたが、今日のお仕事は、方法書についての知事意見をまとめることです。知事意見の原案が資料2として、事務局から用意されています。事務局がその知事意見素案を作成する過程で使ったのが、前回会議の議事録等でございます。ですので、資料2がメインで、他はそれを作るために事業者が用意した回答等を元に作成しているということです。前回の審議会で、多くの質問が出たことについて、まずは説明をお願いするという段取りになっています。終了時刻は、15時頃を予定しています。それでは本日の議題に入ります。まず、事務局の方から資料1に基づき、本会議の位置付け等を御説明ください。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川でございます。資料に基づき説明をさせていただきます。

資料1「事業概要と方法書手続について」を御覧ください。対象となる事業は、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業」です。「ごみ焼却施設の設置」事業になりますが、前回の審議会を1月31日に開催させていただいておりますので、資料1の表面については説明を省略させていただきます。

裏面を御覧ください。本件のスケジュールですが、12月22日に事業者から県民意見の概要が提出され、1月31日に審議会を開催させていただきました。なお、県民及び影響地域である富士吉田市長・西桂町長からは、意見がありませんでした。

本日は、これから、前回の説明を補足するかたちで事業者より説明を受け、それを踏まえて、知事意見の素案について御審議いただきます。今後については、本日の審議内容を踏まえて知事意見の素案を修正し、庁内調整を図ったうえで、3月21日までに、事業者に対して知事意見を述べることとなります。以上で、資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。そういうことで今日はやっていきたいと思えます。では、事務局の話にありました、事業者からの追加の回答について、事業者から、資料に基づいて20分を目途に御説明ください。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

株式会社環境技術センターより、御説明差し上げます。着座にて失礼いたします。

沢山の御意見をいただいておりますが、時間の関係もありましてすべての質問に対して御説明することは叶いません。今回は、追加資料1～7について御説明しながら、お手元の「事業者説明資料2」の審議会後の回答の関連部分について触れていきたいと思えます。スクリーンには、追加資料1～7を映しています。

まず、追加資料1の1ページを御覧ください。景観・風景のフォトモンタージュの方法について説明します。前回御指摘いただきました、フォトモンタージュのバリエーションについては、表1-1のように計画しています。

複数案の内容や数については、現段階では未定ですが、複数案が仮に

3案であるとする、御覧のように、3案のそれぞれについて、予測地点6ヶ所で、展葉期・落葉期の2パターンの、計36枚のフォトモンタージュを作成することになります。

2ページを御覧ください。フォトモンタージュの作成時の設定について表1-2に整理しました。公共の焼却施設の発注では、一般的に材料や寸法を細かく指定して図面どおり建設する「仕様発注方式」ではなく、求める性能を規定し、その性能を満足する施設を設計・施工する「性能発注方式」が採用されます。これは、プラントメーカーによって炉の構造などが異なり、細かい仕様を定めた図面による発注ができないためです。細かい設計はメーカーが行い、発注者が承認する形になります。このため、施設の外観に関わる事柄についても大まかな指定しかできず、施設の外観が定まるのは、入札後になります。施設の建設は、環境影響評価手続が終了してからになりますので、業者が決まって外観が固まるのは、環境影響評価手続の最終盤となってしまいます。従って、フォトモンタージュを行う準備書時点では、表に示しましたように、一般論として、造成高さや建屋の高さ・形状、屋根の形状等、多くの項目が未定のままの状態とならざるを得ません。このため、標準的な外観を想定した上で、景観への影響が過小評価にならないように注意しつつ、景観に配慮した複数案について、フォトモンタージュを行うこととなります。以上が、お手元の「事業者説明資料2」の37番、38番、39番、40番の御回答の内容になります。

続いて3ページを御覧ください。追加資料2の「地下水の状況、調査及び予測評価について」です。文書で示しました1番の「対象事業実施区域の地質構造と地下水水位」、2番の「地下水面と表流水の位置関係」について、昨年秋に実施したボーリング調査の結果をもとに説明いたします。

5ページにボーリングの調査地点を示します。深さ10メートルまでのボーリングを、B-1からB-9の9地点で行いました。それから、深井戸ボーリングをW-1とW-2の2地点で実施しました。深井戸ボーリングは、観測井戸に仕上げてあります。図の下側が下流側の北になります。

資料の6～7ページに地質断面図をお示ししています。対象事業実施区域は、地下10メートルまでの間に、檜丸尾溶岩と忍野溶岩が確認されています。なお、溶岩層の上には地下水水位は確認されませんでした。

8ページには、下流側のW-1の深井戸ボーリングの結果をお示ししています。左から2列目の「地質記号」を見ていただくと、表土の下に

砂礫を挟んで溶岩が2層あり、その下は深くまで砂礫層となっていることがわかります。2層目の溶岩の下の砂礫層が帯水層となっており、黄色で示した観測井戸のスクリーンはこの層に入っています。青い破線で示した自然水位は2層目の溶岩よりも高い位置にあり、被圧地下水であることがわかります。緑のラインが対象事業実施区域の下流端にあたる桂川の標高、オレンジのラインが図には入りきっていませんが、対象事業実施区域の上流端の標高です。

9ページには、上流側のW-2の深井戸ボーリングの結果をお示ししています。標高は異なりますが、概ねW-1と同様の状況にあることがわかります。帯水層標高が、桂川の水位より低い部分がありますが、被圧地下水であることを考えますと、河川水を経由して、地下水に汚濁が及ぶことはないと考えております。以上が、お手元の「事業者説明資料2」の19番と24番の御回答の内容になります。

続きまして、先ほど3ページの3番に記述した「連続揚水試験の結果」についてです。深井戸であるW-1とW-2で実施した、連続揚水試験の結果を10ページと11ページに示しました。揚水試験では、300リットル毎分、1日当たり432立方メートルの揚水を、48時間連続で行いましたところ、W-1では60分後、W-2では20分後には水位安定状態となりました。その後、揚水の停止後は、ごく短時間で自然水位まで水位が回復していることから、対象事業実施区域は地下水が豊富にあり、帯水層の透水性が非常に高いことがわかります。日1,400立方メートル以上の取水が可能であると判断されていますので、対象施設が日50立方メートル程度の取水をしても周辺の地下水への影響は小さいと考えています。以上が、お手元の「事業者説明資料2」の21番の御回答になります。

次に3ページの4番の「取水する水と湧水群の水の関連の把握のための調査」について御説明します。ただいまお話ししましたように、対象事業実施区域の地下水の量は、取水予定の量に比べて大変多いことがわかりましたが、前回の審議会でも御指摘いただきましたように、下流側の湧水群の水脈との関連性については現時点ではわかっておりません。このため、表2-1に示すように、対象事業実施区域と小沼の湧水群、小沼浅間神社湧水3箇所において水質分析を追加し、トリリニアダイアグラムとヘキサダイアグラムを作成して、水脈の関連性を考察することを検討しています。トリリニアダイアグラムとヘキサダイアグラムについては、簡単な解説を4ページに載せました。これらの検討の結果、取水する水と湧水群の水の関連が深いことが確認された場合は、水質汚濁、

水象、動植物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場のうち、影響の可能性のある項目について予測、評価を行う予定です。以上がお手元の「事業者説明資料2」の16番、18番、20番、23番の御回答になります。

続いて、追加資料3の12ページから26ページまでになりますが、方法書の記述の修正に関する内容になります。方法書の記述の誤りについて御指摘をいただきました部分の修正と、いただいた御意見により調査の内容等を見直すことによる修正について、修正箇所を黄色で示してあります。

12ページは、環境影響評価項目の選定についての修正案です。「事業者説明資料2」の14番の御意見を受けまして、修正する箇所になります。雨水排水について対象に追加し、「存在・供用時」の「敷地及び構造物の存在」について、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量の現地調査、予測・評価を行います。また、18番、20番の御意見を受けまして、施設稼働に伴う湧水への影響に関連して、水生生物の影響も取り上げます。

13ページ、14ページは、環境影響評価項目の選定の修正に伴いまして、選定除外理由を記述した箇所になります。15ページから17ページにつきましては、14番、15番、17番、18番の御意見を受けまして、水質汚濁について修正をする箇所です。対象施設の類似施設である富士吉田市環境美化センターでの雨水排水の生物化学的酸素要求量と浮遊物質量の調査を追加し、桂川への雨水排水の影響を予測することとします。

18ページは、これを受けまして、追加する調査地点を示しています。（類似施設である）富士吉田市環境美化センターの敷地内で雨水排水の調査を追加し、さらに、小沼湧水群と小沼浅間神社湧水で湧水の調査を追加しています。

19ページから20ページにかけては、17番の御意見を受けまして、水象の表流水について修正する箇所です。桂川の流量に対する雨水排水の影響を定量的に予測します。

21ページから22ページの上段は、18番、20番の御意見を受けまして、地下水の水脈の検討に係る内容を追加した箇所です。地下水と湧水について、ナトリウムイオンなどのイオンの調査を追加し、トリリニアダイアグラムとヘキサダイアグラムによる検討について記載しています。

22ページの下段の表5.2-4（2）では、32番の御意見を受けて

修正する箇所を示しています。昆虫の調査回数を増やし、調査を春から秋にかけて5回、さらに冬季の調査を含めて6回とします。

23ページから25ページは、26番の御意見を受けまして、周辺の湧水への影響を踏まえ、水生生物の調査を追加した箇所です。水生生物の調査地点に小沼湧水群と小沼浅間神社湧水を追加しています。

26ページは、43番、44番の御意見を受けまして、人と自然との触れ合い活動の場の調査範囲を見直したものです。対象事業実施区域の上流端まで、桂川の利用に係る調査範囲を広げました。

続いて追加資料4の27ページを御覧ください。「PM2.5の排出源について」です。まず、1番にお示したPM2.5の現況ですが、これは方法書の2-131ページで大気汚染の常時監視局「吉田」のPM2.5の測定結果をお示したように、令和3年度は年平均値、1日平均値の年間98%値ともに環境基準に適合していました。山梨県全体でも年平均値は低下傾向にあります。

2番のPM2.5の排出源に関する情報です。ごみ焼却施設では、平成10年に廃棄物焼却炉のばいじんに対する排出規制の強化が行われ、ダイオキシン類に関する排出規制もあり、多くの施設で排ガス処理装置としてろ過式集じん機（バグフィルター）が導入されました。バグフィルターとは、排ガスの経路に設置した袋状の「ろ布」で、排ガスの中の粒子をろ過する装置です。ばいじんの捕集率が99.99%以上とされており、ばいじんやダイオキシン類だけでなくPM2.5の捕集についても、99.9%と高い効果があることが知られています。図3-1に、文献調査で得られた環境大気中のPM2.5の発生源別の寄与割合を示しました。円グラフの外の枠を見ていただくと、PM2.5の発生源には、焼却炉や自動車、調理に由来するもの、農業・畜産などの人為的な起源のもの他、植物起源のVOC、火山等の自然発生源があることがわかります。円グラフの中には、東京都内で行われた調査での、PM2.5の排出源の内訳が示されています。都内の大気中のPM2.5の、少なくとも半分以上は、周辺の県や、遠く関東以外の地域から来たものであるということが示されています。PM2.5の濃度は、局所的な影響よりは、ずっと広域的な影響が大きいということが、このグラフからわかります。また、焼却施設はグラフでは、「大規模固定発生源」に含まれますが、全体に対する「大規模固定発生源」の寄与割合自体も大きくないということが読み取れます。これらのことから、焼却施設の影響はPM2.5に対する影響は小さいと考えられます。

次に28ページを御覧ください。道路交通に関する資料です。表の3

－ 1 に、交通量の多い東京都と富士吉田市のPM2.5の測定値と交通量とを比較しました。東京都の令和3年度のPM2.5の日平均値の最高値は、「台東区」の自排局でした。また、年平均値の最高値は「千代田区」の一般局で観測されていました。それぞれの最寄りの道路の交通量は、富士吉田市の測定局「吉田」に近い国道137号と比較して1万台以上多いのですが、交通量が多くてもPM2.5の環境基準を満足していました。このようなことから、大気中のPM2.5に対する道路の通行車両の影響は小さいものと考えております。以上が、「事業者説明資料2」の8番、10番の御回答になります。

続きまして、29ページの追加資料5を御覧ください。「施設の稼働による大気質への影響の予測方法」についてまとめました。なお、本文と表中にあるPDSMとの表記はPSDMの誤りです。お詫びして訂正いたします。表4-1を御覧ください。煙突排ガスの影響の予測手法ですが、長期平均濃度予測による年平均値の予測と、短期高濃度予測による1時間値の予測を行います。それぞれの予測モデル、予測項目、予測条件等は表にお示ししたとおりです。まず、長期平均濃度の予測では、低濃度の暴露による慢性症状を念頭に置き、慢性影響に関わる大気汚染物質を扱います。現地で実測した、1年間24時間365日の気象データを用いまして、PSDMモデルで地形を考慮して、半径4キロメートルを含む範囲で予測計算を行います。続きまして、短期高濃度の予測では、高濃度の暴露による急性症状を念頭に置き、急性影響に関わる大気汚染物質を扱います。現地の気象観測の結果を踏まえて、大気安定度と代表風速8段階の、取り得る組み合わせのすべてについて、民家方向の風下側2キロメートルまで予測計算を行います。これは通常の状態に加えまして、上層逆転層発生時やダウンウォッシュ発生時などについても予測を行います。対象事業実施区域周辺の地形を考えますと、当然逆転層が発生するものと考えていますので、上層気象調査の結果を踏まえながら、逆転層の発生高度と厚さ等を設定し、濃度が高くなる厳しい条件での予測を行います。以上が「事業者説明資料2」の11番、12番の御回答の内容になります。

30ページの追加資料6を御覧ください。「地盤沈下の現地踏査の手法」についてです。地盤沈下に係る現地踏査は、対象事業実施区域周辺を探索し、地盤沈下の発生地域で見られる典型的な事象の有無を確認する方法をとる予定です。表の5-1には、資料調査を基に、地盤沈下により見られる典型的な事象を挙げました。また、事例の写真を31ページに載せました。これらの事象の中から、対象事業実施区域周辺で起こり

得ると考えられる事象を抽出したのが、30ページの表の5-2です。建築物・周辺構造物の破損や補修跡ですとか、井戸や電柱などの抜け上がり、側溝の沈下や破損、補修跡を現地で確認する予定です。なお、現地踏査で確認できるのは、あくまで地盤沈下に係る「現状」に過ぎませんが、富士吉田市環境美化センターや、上水の水源地井戸が周辺にあり、現在取水を行っている状況を踏まえますと、新施設による影響の定性的な予測に繋がるものと考えます。以上が「事業者説明資料2」の25番の御回答です。

最後に、追加資料7の32ページを御覧ください。猛禽類の調査方法についてです。図6-1に、現段階での猛禽類の調査地点の候補をお示ししています。事業の影響が及び易い、東側の山地についてしっかりと状況が把握できるよう調査を行います。まずは、対象事業実施区域の利用状況や、繁殖場所となる林地での行動が把握しやすい、山の端から少し離れた場所に調査地点を設け、出現状況を把握していきます。その中で、周辺で繁殖している可能性のある個体に着目して、必要に応じて調査地点を移動しながら、繁殖に関わる行動を中心に情報を収集していきます。このため、確認状況に合わせて随時新たな調査地点を設けます。繁殖場所の情報が特に重要ですので、あまり定点にこだわらず、調査が及ぼす影響に十分注意しながらも、移動しながらの観察を行います。また、落葉期には林内踏査により巣、あるいは古巣の探索を必要に応じて行う予定です。以上が「事業者説明資料2」の30番の御回答になります。

以上で「事業者説明資料1及び2」の説明を終わります。ありがとうございました。

(坂本会長)

ありがとうございました。

今、事業者から、前回の質問の回答及びそれに基づいた現時点での方法書の修正案等が、追加資料1～7として示されました。事業者説明資料2は、前回審議の意見を委員名とともに書いてありますので、それに基づいて事業者が回答しました。

それでは、ここまでの事業者説明につきまして、質疑応答を行っていきたいと思います。Web会議ですので、まず会場の委員に質問、意見をお聞きしたうえで、Web参加の委員にお聞きします。Web参加の委員は、しばらくミュートにしてお待ちください。

まずこの会場の委員の方、御質問、御意見はいかがでしょうか。五十

音順で指名していきます。石井委員をお願いします。

(石井委員)

御説明ありがとうございます。

どのようなパターンでフォトモンタージュするかについても、表にしていたので分かりやすかったと思います。

質問というよりは、考えていただきたい事柄を少し言おうと思います。まず、フォトモンタージュのバリエーション（事業者説明資料1の1ページ）のNo. 4と5ですが、ここはシークエンスでわかるようなものを検討してもらいたいです。どのように見え始めて、どこで一番大きく見えて、どこから視界から消えていくか、みたいなものをやっていただけたらと思います。

それから、性能発注のところですが、広く考えると、景観も性能に入れてもらっていいのではと思いました。「このように対応できるように準備しておいてください」、つまり、前回も話しましたが、設計して案を出してしまったら、「もうこれ以上変更できません」ということではなく、「ある程度対応可能なように、（設計段階で）検討してください」というようなことを、業者に発注する時点で、入れておいていただければよいと思います。そうすれば、前回要望したようなことが、ここに入ってくるのではと思います。

また、今のうちに言っておきたいのは、方法書はおそらくこれくらいを書けば、一通りのことは言えていると思うのですが、これまでの事業者で問題だったのは、評価の時点で「これで良い」というように、すべてやってしまわれる。良くはないのに「良い」と言う。正直、そのような感じになってしまうので、その辺の評価についてどのようにするかを、方法書時点やこの先で、検討しておいていただきたいです。

(坂本会長)

意見とコメント、アドバイスをいただきました。

岩田委員、お願いします。

(岩田委員)

地下水表流水並びに水生生物等への調査を入れてくださいますして、ありがとうございます。内容については確認をいたしまして、これだけの調査等を行っていただければ問題ないかと思っておりますが、このボーリング結果の見方を教えていただきたいです。例えば、事業者説明資

料1の8、9ページにある、桂川への放流予定場所という緑の線がありますが、これは、河川の水面、桂川の標高ということによろしいですか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

おっしゃるとおりです。桂川の水面標高に近いものです。これは、国土地理院の地形図から読み取っていますので、水面標高を測定したわけではありませんが、大体この辺りと御理解いただければと思います。

(岩田委員)

承知いたしました。そうしますと、檜丸尾溶岩でしょうか、その下にある帯水層の水が、おそらく下流の沼、湧水の、この河岸の崖から浸出している涵養源ではないかと思しますので、この回復試験等では、十分な水量があるという記載がされてはいますが、そこは予断を持たずに評価を行い、仮に、湧出状況に変化があると思われる場合には、対応をお願いします。

(坂本会長)

ありがとうございます。意見ですが、準備書の段階で、また聞くかもしれないが対応いただければありがたいと思います。

北原委員、お願いします。

(北原委員)

詳しく御説明いただきありがとうございます。私は調査回数についてお願いしたのですが、計画を見直していただき、初夏季と冬季の計2回、調査回数を増やしていただきました。これであれば、希少種として挙げていただいた種が網羅できる可能性が大きくなったと思います。

もう1点、昆虫によって、好きなハビタットが違いますので、すべての植生景観のところでモニタリングをお願いしたいと意見したのですが、そのことに対しての調査計画の変更等はないのでしょうか。資料の22ページの直接観察法、任意採取法のところですが、意見を反映していただければありがたいと思います。

もう1点は、前は意見できなくて申し訳ないのですが、他の動物も同様と思いますが、昆虫の場合、そこでどのような行動をしていたかはとても重要です。例えば、チョウの場合は、どういう花で蜜を吸っていたかが重要な情報です。その後の保全の際に、その場所に何故その昆虫がいたのかを考察するために、とても大切な要素になると思います。で

すから資料では、個体数、確認位置、生息環境が挙げられておりますが、その他に「行動」や利用している「餌資源」もわかれば記録しておいて欲しいです。これらは、保全措置のときに重要な要素になると思います。前回、言い忘れてしまったのですが、結局保全することになった場合は、個体ではなく個体群、ポピュレーションとして保全しなければならないので、どのような種が、どのような行動をとっていたか、どのような生態をしていたか、という情報がとても重要だと思います。その点を考慮いただければと思います。

(坂本会長)

コメントでしたが、事業者の方から、現時点で何かありますか。例えば、それは実施予定ですとか、そのような話です。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

先ほど御意見いただいた行動の記録につきましては、御指摘のとおり大変重要なことであると思います。しかし、昆虫は大変種数が多いので、全部の個体、種類については難しいです。調査の中で出てきました特に貴重なもの、保全すべきものについては、注意して行動まで観察、記録していくように努めたいと思います。

(坂本会長)

小林委員お願いします。

(小林(拓)委員)

資料ありがとうございます。まず、PM2.5の排出源としてのごみ焼却施設に関する説明についてです。私が思いますに、これでは少し説明になっていないと思います。例えば、山梨県内の大気環境に与える影響を評価するのであればいいのかもしれませんが、東京都のデータを出されており、発生源近傍でのPM2.5を議論するときには、このデータでは全く説明ができません。もし、文献で説明されるのであれば、同規模の焼却炉施設から排出されるPM2.5の実測値を引用し、大気中の濃度を計算するとき、排ガス中の濃度ではなく、拡散を考えて計算しなければならないと思いますので、先ほどの拡散の計算と併せて評価せざるを得ないと思います。残念ながら、説明いただいたこの図(データ)では、影響が近傍に及ばないという判断には至らないと思います。

次に、自動車交通に関する説明ですが、最近車の性能が上がり、P

M2.5等含めて排ガスが非常に綺麗になっているため、申し訳ないですが、今は東京都と比較するのはあまりよくないです。東京都は、石原都知事のとときにディーゼル車をかなり厳しく規制したため、今の東京の空気は非常に綺麗です。ですので、そこと比較してしまうと、逆に綺麗なところと比較しているようなことになってしまいますので、マイナスの説明になってしまう気がします。

また、前回の審議会で指摘していないことで、先ほどのフォトモンタージュにも関係しますが、エネルギーを回収するときに、多くのエネルギーを取ってしまうと、いわゆる白煙、水蒸気が凝結してしまって白煙が見えるので、加熱をするなど、あまり熱回収を行わないようにすると思うのですが、今回その白煙防止装置を付ける予定ですか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

前回は説明いたしました。今回の施設につきましては、できるだけ回収したエネルギーを発電にまわしたいということで、今は国も推奨していますので、白煙防止装置はできるだけ使わないで、発電に熱エネルギーをまわすことを今のところ考えております。

(小林(拓)委員)

そうしますと、フォトモンタージュの際に、白煙が出てしまう可能性があると思いますので、それを踏まえて作って、しっかりと周辺住民に、「これは白煙に見えますが、有害物質ではなく、水蒸気・水滴です」というのをあらかじめ説明していただいた方が、稼働してから白煙が見えたと苦情が予想されますので、しっかりと説明し、「エネルギーを有効利用するために見えてしまう」というストーリーにした方がいいと思います。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

わかりました。

(坂本会長)

コメントですが、前半は、今日の回答が不十分との話でしたので、一部のことについては、この後の知事意見の審議でお願いするかもしれません。

芹澤委員、お願いします。

(芹澤委員)

1点質問です。植物について、「同定が困難な場合は、一部を標本として持ち帰り同定を行う」とありますが、その標本は科学博物館等の閲覧可能なところに置くとか、そのようなことは行いますか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

閲覧可能な場所へ送って保管していただくという考えは、今のところ持っておりません。一定期間、環境影響評価手続が終了後に、例えば10年など、私どもで保管していて、何かあれば出せるようにしておくというぐらいの想定です。

(芹澤委員)

山梨の植物の標本はあまりそろっていないので、最終的に破棄するのであれば、寄贈したほうが、標本を作成した意味や価値があると思います。破棄してしまうよりはいいと思います。

(坂本会長)

事業者としても、管理にエネルギー等を使うと思いますので、そういう要望が外部からあれば、あげてしまってもいいのではと思いますので、参考としてください。

湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

動物関係の調査回数を大分増やしていただきましてありがとうございます。それぞれの調査は、幾らかずつ時期がずれている部分もあります。それで、事業予定地及び調査予定地は、それほど大きな場所ではないので、例えば、私の分野の両生類・は虫類であれば、早春季に調査する際に昆虫も見ていただく等、その種だけではなく、調査対象の種の範囲を広げてやっていただければ、さらに精度が上がると思いますので、是非各調査を上手に使っていただきたいです。

また、夜間行う昆虫の調査がありますが、両生類の多くは夜行性ですし、哺乳類でも夜間に活動する種もあると思いますので、一つの種類だけではなくて、広く見ていただければと思います。

(坂本会長)

御意見ですが、事業者は現時点でコメントはありますか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

御指摘ありがとうございます。そのように調査をするつもりでおりました。特に夜間のは虫類、例えば鳥、チョウの仲間等、専門の調査でなくとも確認できることは多くございます。また、は虫類は、なかなか出会う機会が少ないですから、他の調査で確認したものを含めないとなかなかいい調査になってこないというのは実感としてありますので、いただいた御意見を参考にやらせていただきたいと思います。

(坂本会長)

文書に残す方が後でいいと思いますので、方法書に書いていただければありがたいと思います。次は、Web参加の委員に御質問・御意見を伺います。

後藤委員、いかがでしょうか。

(後藤委員)

多岐にわたり御説明ありがとうございます。地盤沈下についてですが、様々な方法を具体的に示していただきありがとうございます。調査する範囲については、どこまでを想定していますか。周辺という記載しかありません。

(坂本会長)

回答をお願いします。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

周辺といいますと、敷地境界から200メートルの範囲を基本としたと思います。200メートルといっても東側は特に関係ないところが多いですし、西側の地域は市街地或いは水田等がございます。そちらの方も、できるだけ広げて踏査をしたいと考えています。ただし、ここまでやって、ここからはやらないというような、明確な線は今のところ引いていない状況です。

(後藤委員)

もう一つ、関連して、地質図と地下水の図が出てきたのですが、一部図面が不鮮明で、例えば、10ページの揚水試験の横軸の数字が、電子データで見てもよく見えません。また、地質断面図の6ページの図に

おいても、拡大してもナンバーが見えないので、不鮮明なものは鮮明にしてくださいというお願いです。

また、5ページにボーリングB-1～9、深井戸W-1、W-2とありますが、このW-1、W-2と他の井戸の地層の関係を一緒に見たいと思うのですが、縦断図と横断図しかないのですが、浅い部分の図を縦断図と断面図で描かれています。この地質の図を、深井戸も含めて、それぞれの断面で、例えば1から9の断面で示していただきたいです。それで地下水の流れが少しわかると思います。せっかくの情報ですので、もう少し地下構造を図面で見える化したらいかがかと思いました。

もう一つ質問ですが、先ほど岩田先生からもありましたように、8ページ、9ページのボーリング柱状図ですが、桂川への放流予定場所の標高が私にもわかりにくく、質問しようと思っておりました。自然水位がここまであるのですが、この自然水位は、例えば、W-2ですと、マイナス18.17メートルということで、ここから揚水試験しています。その揚水試験の、例えばこのW-2ですと18メートルから22メートルまで下げていますが、この下げた幅は何を根拠として求めたかを教えてください。

(坂本会長)

回答をお願いします。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

すいません。最後の質問ですが、少し意味が読み取れませんでしたので、もう一度お話いただけますでしょうか。

(後藤委員)

揚水試験をしていますが、例えば、資料の11ページで、自然水位18メートルから22メートルまで下げていますが、22メートルまで下げた理由を知りたいです。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

ありがとうございます。連続揚水試験は、目標の水位を狙って揚水をして水位を下げるものではなく、一定量の揚水をし続けた結果、どの水位で落ち着くのかという試験です。この場合、11ページでお話しますと、グラフの一番上のラインに自然水位があったものが、毎分300リットルで取水をしたら、ここまで下がった、というように御覧いただけ

ればと思います。

(後藤委員)

温泉と同じ考え方ですね。わかりました。毎分300リットルというのは現実の数字ですか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

はい、そうです。ポンプの容量が決まっており、それをフル稼働させることでやっております。

(後藤委員)

現実の流量ということですね。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(坂本会長)

今は試験の話で、試験に使うポンプの容量でやった、というように聞こえましたがそういうことですか。それとも、施設で現実に揚げる揚水量を作ってやったということですか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

この揚水試験のときに用いたポンプの容量の話をさせていただきました。新しい施設においては、日50立方メートルぐらいの計算になります。

(坂本会長)

試験は、あくまでもその地質の様子を調べるための揚水試験をやったということですよ。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(坂本会長)

佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

猛禽類についても回答いただきましたので、これでよろしいかと思えます。

(坂本会長)

杉山委員、何かありますでしょうか。

(杉山委員)

揚水量のところでもう1回確認ですが、先ほどは毎分300リットルとおっしゃったのですか。

(坂本会長)

毎分300リットルのポンプを使って、試験したという意味合いに私には聞こえました。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

そのとおりです。

(杉山委員)

そうしますと、実際は1日50立方メートルということは、1分当たり33リットル前後ということです。ですから、ここで試験した量の10分の1ぐらいしか実際は揚水しないということによろしいですか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

そのとおりでございます。

(坂本会長)

あくまでも、その井戸の周りの地質、透水係数等を調べるための、地質調査の一環ということだと思います。

(杉山委員)

また、柱状図に書かれている自然水位というのは、ストレーナーまで設置した状態の井戸における自然水位ですか。掘削時の1番最初に出てくる自然水位というのも、ほぼこの水位ですか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

おっしゃるとおりです。

(杉山委員)

井戸を設置してもしなくても、もともとこの辺りにあるということでもわかりました。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

申し訳ございません。今、少し誤解があったようですのでお答えいたします。溶岩層が2層ありますが、井戸を設置しない場合には、この上には地下水がないという状況です。そして、深井戸を掘り、ストレーナーを下の方に入れますと、圧力で持ち上がってきて、溶岩層の上まで自然水位が伸びてくるという状況です。

(杉山委員)

わかりました。1個目の溶岩層と2個目の溶岩層の間を掘っているときには、水位は出てきましたか。

(株式会社環境技術センター 味澤部長)

それが、深井戸ボーリングは少し特殊なボーリングでして、一気に掘ってしまうものですから、その辺は確認ができていないのが実際です。

(杉山委員)

わかりました。質問ですが、先ほど、地盤沈下の調査範囲について、御質問・御回答があったと思いますが、そもそもこちらの建物を建てる時の造成の範囲はどれくらいを想定しているのでしょうか。また、建物の構造上の地下の杭の設置深度はどれくらいを想定していますか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

造成につきましては、モニターに出ている資料5ページを見ていただければわかるのですが、B-8からW-2の周辺が一番高いところで、そこからこの地図上で10時、11時の方向に下っていくというような形になっております。ですので、造成するとしましたらB-8周辺を、B-5、B-9の高さに近づけるように切土していく程度しか今のところ想定はしておりません。ごみ処理施設の設置では、かなり掘削する場所等が構造上ありますので、この高低差を利用して建設するという念頭に置いております。ですので、造成については、現在はその辺ぐら

いしか考えておりません。

(杉山委員)

高さの差はどれくらいあるのですか。B-8、W-2の辺りからB-5のあたりまでの、切土の高さはどれくらいですか。

(坂本会長)

切土した地表面の高さということでよろしいですか。

(杉山委員)

はい。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

1.5～2メートルぐらいだと思っています。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。

(杉山委員)

わかりました。

(坂本会長)

高木委員、お願いします。

(高木委員)

私は、今日は特にありません。

(坂本会長)

箕浦委員、いかがでしょうか。

(箕浦委員)

御説明ありがとうございました。私も、今日は特にございません。

(坂本会長)

前半部分の御意見、御質問が出尽くしたということで、一旦ここで、この件の事業者説明への意見、質疑を終わらせていただきます。

このあと知事意見の検討に入るわけですが、ここからは委員の間での議論ということになります。事業者の方は、今まで説明ありがとうございました。知事意見の素案については、退席されても結構です。また参考のために傍聴していただいても結構です。ここからは委員の意見交換ですので、事業者の皆さんの発言権は原則としてありません。もしかしたら、知事意見の検討の中で確認したいことがあり、たまたまいらっしゃるということで事業者の皆さんにお聞きすることもあるかもしれません。

それでは知事意見のまとめということで、事務局から、まずはこれまでの審議会の意見等を取りまとめた知事意見の素案について、説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

それでは事務局から時間をいただきまして、知事意見の素案について、御説明させていただきます。

資料2「方法書に係る知事意見 素案」を御覧下さい。この素案は、前回の技術審議会の議論を踏まえて作成いたしました。資料の見方ですが、左側に知事意見の素案、右側には前回の審議会の意見を記載させていただいています。また、右側審議会意見の後ろの数字は、事業者説明資料2「意見整理表」の意見ナンバーとなっています。

それでは、順番に説明させていただきます。意見は8つあります。

まずNo1「全般的事項」に係る知事意見は「施設建設の発注条件のうち、環境に影響を及ぼしうる条件については、複数案を比較検討したうえで条件(案)の決定理由を示すこと。また、処理方式等発注後に決まる部分については、最大の影響を想定して調査等を行うか、考えられる主なケース(複数ケース)で調査等を行ったうえで準備書を作成することとし、処理方式等決定後に、環境影響評価が行われていないといったことがないようにすること。」です。

これは、事業者が次に作ることとなる準備書では、方法書に基づき行った環境影響評価の結果を記載していただくこととなりますが、処理方式や建物の形状などが未定のまま環境影響評価が行われるといった意見や、複数案を示した上で比較すべきとの意見を踏まえ、知事意見を作成しました。

次にNo2「大気汚染」に係る知事意見は「排気ガスが伴う施設であるため、PM2.5について、環境要素への追加を検討し、検討結果を準備書に記載すること。」です。

こちらは、PM2.5について調査が必要という意見を踏まえて作成しました。

次にNo3「騒音・振動」に係る知事意見は、「調査日の選定方法や調査時間等について、より具体的な調査方法を準備書に記載するとともに、高速道路に近接していることから、事業による最大の影響が把握できるよう調査等を行うこと。」です。

こちらは、事業予定地は高速道路の隣接地であり、「高速道路の騒音は季節、曜日、時間帯などによって大きく異なるため、そのことを踏まえて調査を行う必要がある」といった意見を踏まえて作成しました。

次にNo4「水質汚濁、水象、植物・動物、生態系」に係る知事意見は「桂川には厳しい環境基準(AA 類型)が適用されており、下流には釣り場や湧水群があるため、施設供用時の生活排水及び雨水排水並びに揚水による河川及び地下水への影響を調査・予測すること。」です。

こちらは、水質の環境基準項目や地下水といった項目が、環境影響評価項目に選定されておきませんが、「隣接する桂川は高い環境基準が設定されている河川であり、影響が懸念される」といった意見を踏まえて作成しました。

次にNo5「猛禽類」に係る知事意見は「調査地点とその選定根拠を準備書に記載すること。特に、事業予定地東側の山地は、未開発であるため、十分な調査を行うこと。」です。

こちらは、調査は、定点調査及び林内踏査により行うとされていますが、方法書に、具体的な調査地点の記載がないといった指摘、また、事業予定地の東側は開発の少ない山地であることから、きちんとした調査が必要」との意見を踏まえて作成しました。

次にNo6「昆虫」に係る知事意見は「調査内容が不十分で、保全すべき種の全てを把握できない可能性があるため、調査時期や回数等を再検討し、内容を準備書に記載すること。また、生育環境の違いを考慮した踏査を行うこと。」です。

こちらは、「方法書記載の調査時期、調査回数では、保全すべき種の全てをカバーできていないという意見、踏査については“任意に踏査”とあるだけなので、全ての植生景観を踏査することとするべきとの意見」を踏まえて作成しました。

次にNo7「植物・動物、生態系」に係る知事意見は「水田環境は「耕作の有無」、「作業のサイクル」、「稲の種類」等により、それぞれ生育する動植物や生態系が異なるため、それらを踏まえた調査頻度・期間及び調査範囲を検討し、内容を準備書に記載すること。」です。

こちらは、事業予定地及びその周辺には水田雑草群落が広がっておりますが、「水田の土壌は特殊な環境であり、それは耕作の内容によって変化し、

生息する希少種も変わってくるため、そのことを踏まえた調査が必要」といった意見を踏まえて作成しました。

最後にNo8「景観・風景」に係る知事意見は「フォトモンタージュによる予測について、次を踏まえたうえで行うこと。①「大きさ」、「色」、「煙突高さ・位置」、「季節」等の複数条件、②煙突からの水蒸気、③他法規等で義務づけられた景観に影響のあるもの(トラ柄の警戒色等)、④すべての視点場。また、計画確定後でも実施可能な改善事項を検討し、その内容を示すこと。」です。

こちらは、「様々な条件でフォトモンタージュを作成することといった意見や、法令等で決まっている色や模様は反映させることといった意見、そして、作成されたフォトモンタージュの改善を検討する際に必要となるため、フォトモンタージュ作成に当たり変更できる要素と変更できない要素を明示すること」との意見を踏まえて作成しました。

以上、前回の審議会での意見を中心に知事意見の素案を作成しております。

以上で、資料2の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただけますよう、お願い申し上げます。

(坂本会長)

この審議会としての最終の知事意見の案を作るということになります。今日の検討は、事務局が用意した知事意見素案について議論するわけですが、二つありまして、一つは項目を付け加えたらどうか、それからもう一つは表現はこうしたらいいのではないかという、内容と表現、両方について意見を伺いたいと思っています。今日の事業者の方の説明の中にある程度もう反映している部分はありますけれど、あくまで公式の文書として知事意見が出され、それに対応して方法書を変えていただく手続になりますので、今日の説明で回答があった部分も含めて知事意見として出していこうと思っています。

それでは、また、この知事意見の素案について、こちら側の会場の方から御意見をお願いしたいと思います。表現・項目、両方についてです。五十音順で、なければならないで結構です。

(石井委員)

先ほど事業者にお願いした事項というのが、大体もうここには入っているかと思いますが、先ほど言った中で、細かいことで入っていないのは、地点4と5のシークエンスを追加して欲しいという話が入っていないので、入れたほうがいいのではないかと思います。付け加えていただければと思いま

す。

(坂本会長)

シークエンスの詳しい言い方わからないので、一般の人がわかるような文章で項目を追加するとして、文案を事務局へお送りいただければと思います。

(石井)

わかりました。

(坂本会長)

お願いします。

では、次に、岩田委員お願いします。

(岩田委員)

4番の水質汚濁、水象ですけれども、概ねこの文書でいいかと思いますが、一点、下から3行目からの「生活排水及び雨水排水並びに揚水による河川及び地下水への」というところを「河川、地下水及び湧水群への」としていただいた方が、実際に事業者の計画、方法書にもそのように反映されていますので、的確ではないかと思えます。

(坂本会長)

ありがとうございます。表現については、「てにをは(助詞)」を含めて御意見いただいて結構ですので、よろしくお願いします。それでは北原委員、ありますでしょうか。

(北原委員)

ほぼこれで知事意見はいいのですが、先ほど追加でお願いした件があるので、6の動物の昆虫のところ、2行目の後ろの方、「調査時期や回数」のあとに「調査項目」を入れていただければと思います。

よろしくお願いします。

(坂本会長)

項目を入れれば、今日お聞きしたようなことは、回答いただけるというか、方法に反映させていただけるだろうということだと思います。

それでは小林委員、お願いします。

(小林(拓)委員)

大気汚染に関しまして、先ほどから述べておりますPM2.5ですが、やはり環境基準として定められている項目ですので、これだけ抜け落ちていることに違和感があります。ぜひ積極的に追加を検討していただければと思います。

(坂本会長)

知事意見の文章について、何か書き方を変えますか。

(小林(拓)委員)

「追加を検討し」なのか、どういうふうを書くべきなのか。「すべきである」という言い方も可能なのでしょうか。

(坂本会長)

何でもいいです。意見が外へ出るときには、県庁の中で揉み、知事の了解を得ますので、この委員会としては、好きに言っていてかまいません。

(小林(拓)委員)

個人的には、ぜひ追加していただければ、何かあったときに安心です。

(坂本会長)

具体的な記述の追加としては、何と書きますか。

(小林(拓)委員)

「環境要素へ追加すること」でしょうか。

(坂本会長)

事務局はそれでわかりますか。ありがとうございます。

それでは芹澤委員、何かございますか。

(芹澤委員)

「植物標本を作成した場合には、その標本は博物館等に寄贈することを検討する」とか、そういうものがあつたらいいのではないかと思います。捨ててしまうのなら。

(坂本会長)

どういう表現にしようか。「採取した場合の標本については、適当な機関に提出してもらおう。」とか。これは方法書の審議だから、方法書の知事意見としてはちょっとふさわしくないかな。事務局はどう考えますか。

(事務局 樋川課長補佐)

内容的に方法書(の知事意見)にそぐわないということもないと思いますので、まずは知事意見として作ってみて、文章を御確認いただきたいと思います。

方法書手続の、この時点で(事業者は)考えておいた方がいいことのような気もしますので、方法書の知事意見に載せるべきか、評価書の知事意見とすべきかも含めて、検討させていただきたいと思います。

(坂本会長)

方法書ですので、「後に残すことを配慮した方法」とかそんな意見ですが、どこまで書けるかわかりませんが、事務局で案を考えてくれるということです。芹澤委員には、後で確認いただくことになるかと思います。

それでは湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

特にありません。

(坂本会長)

ありがとうございました。

今度はWebの方の後藤委員、何かございますか。

(後藤委員)

地盤沈下は知事意見に書かないのでしょうか。地盤沈下も非常に環境影響評価としては重要で、近くに高速道路もあります。しかも被圧地下水を取るといことで、被圧地下水への影響は大きいと思いますので、地盤沈下も記載したほうがいいように思います。もう少し具体的な計測方法とエリアについてです。高速道路もありますので、注意すべき事項だと思います。

(坂本会長)

項目の追加ということでいいですか。これは、水質汚濁と動物の間くらいかな。順番は事務局で考えていただいて、今、後藤委員から、地盤沈下の項

目の追加の意見がありましたけれど、皆さんよろしいでしょうか。

では、項目を追加します。記述については、後藤委員から送ってもらえますか。

(後藤委員)

わかりました。今のような話でお送りします。

(坂本会長)

その案を見て、事務局で検討して、最終的に私で判断するというようにさせていただきます。

(後藤委員)

わかりました。

(坂本会長)

それでは佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

5番の動物、猛禽類について、これでよろしいと思います。

(坂本会長)

それでは杉山委員、いかがでしょうか。

(杉山委員)

追加してもらいたい項目が一つあって、焼却灰の処分は、処分場とかに運ぶというかたちかと思っているのですが、方法書の4章(P. 4-15「廃棄物・発生土」とかに「ごみ焼却施設の稼働に伴う廃棄物、焼却残渣等が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する」という項目がありまして、それに対して、実際に具体的に行う調査は「土壌汚染」(P. 5-45)ということで、対象地と、結構広い範囲の対象地周辺の代表地点について調べることが記載されています。

けれども、実際に運用が始まったときに、(灰は)必ずしも煙突から出ていくものだけというよりも、具体的に、焼却炉から、それを廃棄物として処分する際に、運搬とかしていく際に散乱してしまうということが、結構問題になっていて、民間の施設でも結構あるのですが、何年間か経つと側溝などに少しずつ灰とかが溜まってきて、そういうところの土を分析するとダイオキシンがわ

ずかに含まれていたりということもあるので、項目として、定期的に、何年かに一度でもいいので、対象地自身の裸地の部分、もしくは側溝沿いとかに溜まった沈殿物の分析を行うという項目を入れていただけないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

(坂本会長)

項目としては「土壌」と「廃棄物」がありますが。

(杉山委員)

4章の、環境影響評価を行う項目の中では「廃棄物・発生土」というところに、供用時にはそういうこと(環境影響評価を標準的に行う項目として選定)をしましょうということが書いてあったのですが、5章の方で実際に何をするかというと、「土壌汚染」の項目で、対象地の区域内とその周りの住宅地とかの土壌分析をする、ということが書かれています。

対象地も、もう少し密度を増やしていただくというか、調査地点等を考えていただきたいと思っています。

(坂本会長)

5章(P. 5-76)の「廃棄物・発生土」の項目で、予測の手法が「工事計画及び環境保全対策を踏まえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。」となっているのですが、具体性に欠けるということでしょうか。

(杉山委員)

ホッパーか何かに入っていた灰を、ダンプに積み替えて処分場に持って行ったりするときに、実際は屋外などに出すので、風で少しずつ散乱してしまい、対象施設の周辺にある側溝沿いなどに溜まり、10年くらい経ってからそういうところの土を測ると、結構出てしまうということがありまして、そういうところも調査をするような項目を入れていただけないかということが趣旨です。

(坂本会長)

予測のところで、「施設の稼働に伴う廃棄物・発生土の収支とその影響について・・・」

(杉山委員)

そうですね。それを「把握するために、対象地内の側溝等の調査を・・・。」

(坂本会長)

何となくわかりましたが、ちょっと文章がわからない。事務局いかがですか。何となくわかりましたか。

(事務局 樋川課長補佐)

御意見はわかりました。おっしゃられるような、灰の運搬に伴う飛散、そういったものも考慮した上で調査地点を選定し、環境影響評価をまずは行っていただく。その上で、保全措置として、そういった側溝の清掃であるとか、事後調査の地点であるとか、そういったものを次の準備書に記載していただくという流れになると思います。

(坂本会長)

うまくまとめていただければと思います。このような感じですか。はい、では、杉山委員は了解したということで、具体的な記述は、また御確認ください。

(小林(拓)委員)

今の項目に関して、「粉じん」を「施設の稼働」時もモニターするというふうにしていただければ、施設内で舞い上がったものに関しては評価できる可能性があると思います。

(坂本会長)

それを大気汚染の項目として書きますか。

(小林(拓)委員)

そうですね、大気汚染項目の「粉じん」について、おそらく沈着するものは測ると思うのですが、施設内の項目に入っていないので、それを加えれば、今の御心配は少し軽減されるかと思います。

(坂本会長)

大気汚染の項目についての追加の記述を事務局で、稼働時も含めて考えていただいて、文章については、小林委員に確認いただくと。

それとは別に、土壌汚染・廃棄物についても、溜まっているようなこともあるので、そういうことを含めた調査・予測みたいなこと、それから稼働時の対策も含めて書いていただくということで、文章を作ってみてください。これについては、杉山委員に文案、文章表現を見ていただくということにしたいと思います。

それでは高木委員、いかがでしょうか。

(高木委員)

高木です。特にありません。

(坂本会長)

それでは箕浦委員いかがでしょうか。

(箕浦委員)

箕浦です。私も意見は特にございません。

(坂本会長)

ありがとうございました。知事意見の素案についての修正の意見が、委員の方々から出されました。改めて全体を通して知事意見の素案について、言い忘れたこと、新たに気が付いたとか、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは御意見が出尽くしたということにさせていただきます。以上で意見交換を終了したいと思います。

本案件については、今回の審議会で、方法書についての審議は最後になります。方法書に対する知事意見の素材につきまして、本日の時点で、大枠として御了承いただいた、ということによろしいでしょうか。

この件につきましては、集まって審議するのは今回が最後となりますので、通例となりますが、今後については、会長に御一任願いたいと思います。特に異議がないようですので、そのようにさせていただきます。本件については以上です。

あと、事務的な御連絡ですが、委員の皆様におかれましては、本日の議題について、後から気が付いたことで結構ですので、追加の御質問、御意見がありましたら、1週間後の3月4日の月曜日までに、メール等で事務局へ提出ください。先ほどお願いしたような表現についての御意見は、事務局から伺うこともございます。欠席委員についても、事務局から連絡する予定です。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。議事としては、以上で終了です。では、司会の方、あとお願いいたします。

(司会 小野総括課長補佐)

委員の皆様方には、貴重な御意見を賜るとともに、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。また、坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

それでは次第に戻りまして、次第の「3. その他」について事務局からお願いいたします。

3 その他

(事務局 樋川課長補佐)

事務局より、今後について御説明させていただきます。

前回と同様、事務局にて本日の議事録を作成し、皆様にメールをお送りいたしますので、議事録が届きましたら、御自身の発言部分について誤りがないか確認いただけますようお願いいたします。また、追加の御意見・御質問については、先ほど会長からお話がありましたが、3月4日頃までに事務局宛にメールにてお送りいただきたいと思います。本日の審議内容に加えて、追加でいただいた意見や、本日欠席されている委員からの意見も踏まえて、知事意見素案を修正し、庁内調整を図った上で、知事意見としたいと思います。

なお、本ごみ処理施設の方法書に係る審議は本日で最後となり、別の事案についても現時点ではまだ具体的に予定が立っておりませんので、次回の審議会は未定となっております。事務局からは以上です。

(司会 小野総括課長補佐)

委員の皆様から、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。

御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

<了>